

## 仕 様 書

### 1 件 名

小中学生国内イングリッシュ・キャンプ派遣事業業務委託

### 2 履行期間

令和2年11月10日から令和3年3月31日まで

### 3 日程等

	内容
場所	沖縄県
派遣人員	小学 6 年生:40 名 中学 2 年生:40 名 引率者:9 名
全体日程	令和3年3月26日から3月29日の間(4日間)
ホテル泊	3 泊

### 4 業務内容

#### (1)委託の目的

沖縄独自の文化や歴史等の視点をもとに現地での活動を行い、児童・生徒に国際感覚の基礎を培うとともに、コミュニケーション能力を身に着けさせることを目的としてイングリッシュ・キャンプを実施する。

港区立小中学校の学生のイングリッシュ・キャンプが安全かつ円滑に実施できるよう、派遣先ホテルでの宿泊手配、見学学習の立案、留学生が在籍する大学との調整やホームステイ先の確保等、現地での受け入れ体制についてコーディネートを委託する。

#### (2)留学生の手配

ア 現地で同行する留学生は 40 名(児童 2 名及び生徒 2 名につき 1 名の留学生)派遣すること。

イ 男子児童・生徒については男性の留学生、女子児童・生徒については女性の留学生となるよう配慮すること。

ウ 派遣実施 2 か月前までに必ず大学側と協議を行うこと。なお協議内容は発注者に報告すること。

※留学生は同一大学からの派遣が望ましい。

エ 留学生については、以下の条件を全て満たす者とする。

・国内大学に在籍している者

- ・英語のみを使用した場合においても、日常会話を円滑に行うことができる者
- ・心身ともに健康である者
- ・港区の国際理解教育を十分に理解し、積極的に児童・生徒と交流し、親しみやすく人格的に優れている者

(3) 添乗員等

- ア 英語力に優れた添乗員を 3 名以上同行させること。添乗員は港区の教育理念、過去の国内外の派遣事業および本事業の趣旨を十分理解とともに港区が主催する国内外旅行への添乗実績を有する者をチーフ添乗員として同行させること。
- イ 添乗員は、常に所在を明らかにし、緊急事態に対応できるようにしていること。
- ウ アの添乗員は現地において添乗業務および必要な通訳業務も行うこと。
- エ 見学学習の際には、必ず添乗員とは別にバスガイドを手配すること。

(4) 航空便、交通機関等

- ア 現地までの航空便及び現地滞在中の団体行動時の交通機関等を手配すること。
- イ 航空便は、過去の運行状況により安全性の高い航空会社の航空便とし羽田発で手配し派遣者全員が同じ便に同乗できることとする。また機内では小学生と中学生が固まって座れるように配慮すること。
- ウ 現地の移動手段は、各コースとも、借り上げバスを滞在中必要台数用意すること。
- エ 引率者が生徒のホームステイ宅への訪問を行う際に、常時使用可能な移動手段を確保すること。また、ホームステイ宅への訪問は、引率者が必要と判断した場合には、いつでも対応できるようにすること。
- カ 現地の公共交通機関利用の金額確定後速やかに、引率者一人当たりの項目別交通費を提示すること。

航空路の等級は、次の基準による。

- ・運賃の等級を二以上の階級に区分する場合は、下級の等級
- ・運賃の等級を設けない場合は、当該航空路

キ 鉄道の等級は、次の基準による。

- ・運賃の等級を三以上の階級に区分する場合は、最上級の直近下位の等級
- ・運賃の等級を二階級に区分する場合は、上級の等級
- ・運賃の等級を設けない場合は、当該鉄道
- ・急行、寝台車利用可

ク 船の等級等は、次の基準による。

(ア) 運賃の等級を二以上の階級に区分する船舶による旅行の場合

- ① 運賃の等級を二以上の階級に区分する船舶による旅行の場合には、最上級の運賃
- ② ①の最上級の運賃をさらに三以上に区分する船舶による旅行の場合には、最上級の直近下位の級の運賃
- ③ ①の最上級の運賃を二に区分する船舶による旅行の場合には、下級の運賃

(イ)運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃

(5)宿泊施設

宿泊場所は以下の必要部屋数分手配すること。なお提案派遣実施2か月前までに受注者側で実地踏査を行い部屋の内装や導線等を確認しレポートを提出すること。また、宿泊部屋のほか、研修を行うことのできる会議室を必要数手配すること。

ア 引率者

シングルタイプを基本とし、朝食及び夕食付の設定とする。

イ 児童・生徒

スタンダードツインタイプを基本とし、朝食及び夕食付の設定とする。

(6)食事

ア 引率者

・全行程の食事(朝食、夕食)を用意すること。(引率者の昼食代金については本契約料金には含めず、別途実費払とする。)

イ 児童・生徒

・全行程の食事を用意すること。ホームステイ期間中の食事も含むものとする。  
・ホームステイ期間中の食事は、ホストファミリーに用意をさせるよう手配する。

(7)見学学習

<小学生>

沖縄の独自の文化や歴史等を学べるものとする。

<中学生>

SDGsの観点から沖縄の観光の未来、平和を学べるものとする。

※発注者の判断材料となる見学学習先や体験内容を提案すること。提案基準としては現地の自然や文化を体験できる場所とする。

※具体的な内容は発注者と協議の上、決定すること。

(8)ホームステイ

ア 小中学生ともに必ず1家庭に2から4名程度受け入れるものとする。

(9)ホストファミリーの選定基準

ア 児童生徒が、日常会話において英語を主たる言語としている家庭での体験をすることを目的にホームステイ先を選定する。最終的なホームステイ先は発注者と協議の上決定する。

イ 児童生徒の健康と安全を保てること。

ウ 児童生徒と同年代がいる家庭であること。

エ ホームステイ先は過去に受け入れ実績のある家庭とし、契約後ひと月以内に本事業における受け入れ先家庭リストを提出すること。なお受け入れ先家庭の選定にあたって受注者は必ずすべてのホームステイ先と面談を行うこと。

オ ホームステイ先の滞在は派遣期間中の内1日(宿泊無)とし、夕食もホームステイ先でふる

まうよう手配すること(但しホームステイ自宅ではなく外食も可能)

カ ホームステイ先の家庭事情により急遽受け入れが不可になる等の事案が発生した場合は速やかに発注者と協議を行う。

キ 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策をしている家庭であること。

※選定に当たっては、児童生徒の動植物アレルギー、食物アレルギーの有無等の健康状態や性別等に十分配慮し、発注者と協議の上、決定すること。

#### (10)研修及び打ち合わせ

ア 事前研修は、受注者が主催する。受注者は研修が効果的になるようすべてのプログラムを設定すること。なお事前研修は出発前に2回、事後研修は帰着後に1回行うこと。

イ 出発前の研修日に、担当者および留学生を毎回出席させること。担当者は旅行の諸注意の案内を中心に教員との十分な情報提供に努め児童生徒保護者の旅行全般に係る相談に応じること。留学生は事前のコミュニケーションに努めること。

ウ 研修テキストとして、受注者が想定する研修プログラムに必要なテキストおよび日常英会話の簡単なテキスト、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に関する資料等を用意すること。

#### (11)旅行計画書

本契約について、旅行計画書、日程表、責任者氏名及び連絡先等の資料を提出すること。

#### (12)緊急時等の対応

ア 受注者は事前に危機管理体制(急病、災害発生時等の連絡体制図)の詳細資料を提出すること。また、過去の危機等発生時どのような対応をしたのか具体的な例を示すこと。

イ 現地及び移動中の事故、急病、その他の緊急事態が発生した場合でも、迅速な対応が出来るような体制を組んでおくこと。

ウ 事故等の発生時には、現地警察、病院、航空会社と連携し、事故等に関する情報収集を行い、発注者との緊急連絡機能を果たすこと。

#### (13)その他

次年度以降も継続して事業を行う場合に円滑な事業執行が行えるよう、派遣期間終了後も、発注者が次年度のプログラムを決定するために必要となる情報の提供を行うこと。

### 5 その他諸経費等

(1)出発に係る書類作成費手数料、空港使用料等の諸費用、規定の容量・重量内の手荷物料金等は引率者及び児童生徒全員分とする。

(2)各コースとも、現地間及び発注者との連絡用として、携帯電話及びパソコンを用意すること。携帯電話にかかる料金(通信・通話料を含む。)は本契約に含む。(1日に最低1回は、携帯電話を使用し、発注者・現地間の連絡を行うこととする。)

(3)ホストファミリーへのお土産の用意は本契約に含む。

- (4)引率者が、各ホストファミリーの家庭へ挨拶・視察のための手配を行うこと。その際の経費は、本契約に含む。
- (5)公用で発生する通信・通話料は本契約に含む。
- (6)団体行動中のサービス料、税及びはすべて受注者負担とする。
- (7)事前の現地踏査費用は本契約に含む。発注者 2 名と受注者 2 名分を盛り込むこと。
- (8)機内超過手荷物料金については、本契約には含まない。
- (9)傷害保険など旅行保険料は、本契約には含まない。
- (10)運送機関が課す付加運賃・料金等については、本契約に含む。
- (11)履行後、諸経費明細を提出すること。
- (12)やむを得ない理由により、行程等の大きな変更(本契約内容で対応できかねる大規模な延長・短縮、途中帰宅者の発生、多額な通話料金等)が生じ、保険での補償が適用されない場合は、双方協議を行うこととする。

#### 6 個人情報の取扱い

- (1)この業務委託により知りえた個人情報の秘密保護に万全を期し、本事業の目的以外に個人情報を使用してはならない。
- (2)受注者は個人情報の取扱いに関する責任者を設置し、従事者に対する個人情報の適正な管理、保護について徹底すること。
- (3)発注者が提供する参加者名簿及び業務実施に伴い受注者が収集する個人情報の記録媒体は、当該事業の終了後、紙や持ち運びのできる記録媒体については速やかに発注者に返還し、パソコンのハードディスク等持ち運びのできない記録媒体については廃棄もしくは消去をすること。
- (4)新型コロナウイルス対策における個人を含む機微な情報を管理することからプライバシーマークを取得していること。

#### 7 契約方法及び支払方法等

- (1)航空運賃、ホテル宿泊代、ホームステイ・現地プログラム費用及び食事代については一人当たりの単価契約とし、それ以外については総価契約とする。
- (2)本契約に係る支払は、履行確認後、受注者からの請求に基づき一括して支払う。
- (3)発注者の事情により旅行契約を解除又は参加人員の変更に伴う一部人員に係る契約を解除する場合、発注者は受注者と協議の上、受注型企画旅行契約に基づく所定の取消料を支払う。

#### 8 中止の場合の対応

国内イングリッシュ・キャンプ事業を実施できない場合においては、以下のとおり支払うこととする。

- ア 契約締結日の翌日から出発日の 31 日前までに中止を決定した場合は、企画料金として一人当たり 5 万円支払うこととする。

- イ 出発日の3日前までの中止を決定した場合は、旅行代金の20%を支払うこととする。
- ウ 出発日の当日までに中止を決定した場合は、旅行代金の50%を支払うこととする。
- エ 無連絡及び旅行開始後に中止を決定した場合は、旅行代金の100%を支払うこととする。

## 9 受注者の責務

- (1) 受注者の責務において、区民・業務関係者等に対する安全対策に万全を期し、事故防止に関する必要な措置を講ずること。
- (2) 受注者は常に善良なる管理者の注意をもって業務を遂行し、業務の進捗状況について確認の上適宜報告すること。
- (3) 関係法令等を遵守し、その適用及び運用は受注者の責任において適切に行うこと。
- (4) 業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。契約の解除及び期間満了後においても同様とする。
- (5) 受注者は「港区職員のハラスメントの防止等に関する要綱」を遵守すること。また、ハラスメントが発生した場合、発注者と連携して適切に対応すること。
- (6) 受注者は、「港区職員の障害を理由とする差別の解消の推進に関する要綱」の趣旨を踏まえ、適切な対応を図ること。
- (7) 受注者は、本契約の履行に当たり、「港区環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関する条例」(平成9年港区条例第42号)第9条に規定するみなとタバコルールを遵守すること。
- (8) 受注者は、本契約の履行に当たり、基本的な人権を尊重し、個人の尊厳を守り、あらゆる差別をなくすために適切な対応を図ること。
- (9) 受注者は、本契約の履行に当たり、地球温暖化防止のため、省エネルギー対策に努めること。

## 10 環境により良い自動車利用について

- (1) 本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
  - ア ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
  - イ 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成4年法律第70号)の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。
- (2) 低公害・低燃費な自動車利用に努めること。
- (3) 適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証(車検証)、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。
- (4) 本契約の履行に当たって観光バスを使用する場合は、「観光バスの環境性能表示に関するガイドライン(平成21年3月27日付改正20環車規第837号)」に規定する評価基準Aランク以上の車両を供給すること。

## 11 その他

- (1)この仕様書に定めのない事項又は内容に疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議の上、決定すること。
- (2)天変地変、戦乱、暴動その他の理由により、本事業の安全かつ円滑な実施が不可能になる恐れがある場合は契約を解除することができる。
- (3)契約後、発注者と受注者が協議の上仕様内容で手配運営ができない事項が生じた場合、発注者は契約を解除することができる。
- (4)受注者は港区への理解の観点から昨年度において港区が主催する国内外旅行の取り扱い実績を有すること。また旅行案件問わず港区が契約主体となる旅行外事業の取り扱い実績を3件以上有すること。なお実績報告に虚偽があった場合は契約を解除することができる。

## 12 担当者

港区教育委員会事務局学校教育部 教育人事企画課 指導主事

教育支援係 03-5422-1541

## 個人情報等取扱いに関する特記事項

### (適正な管理)

第 1 条 受注者は、個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

### (秘密保持の義務)

第 2 条 受注者は、この契約により受託した事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。契約期間満了後も、また、同様とする。

第 3 条 受注者は、この契約により受託した事務に従事する者及び従事した者にも、前条の義務を遵守させなければならない。

### (再委託)

第 4 条 受注者は、発注者の書面による承諾を得た場合に限り、この契約により受託した事務の処理を他に委託し、又は請け負わせることができる。

第 5 条 受注者は、受託した事務について前条の規定により他に委託し、又は請け負わせるときは、この契約により求められる安全管理措置と同等の措置を講ずることができる事業者を再委託先とし、この契約と同等の安全管理措置を義務付ける再委託契約を結ばなければならない。また、発注者は、受注者が再委託先に対して適切な監督を行っているかを監督するものとする。

### (第三者への提供の禁止)

第 6 条 受注者は、この契約により受託した事務に係る個人情報を第三者に提供し、又は譲渡してはならない。

### (委託された事務以外への使用の禁止)

第 7 条 受注者は、この契約により受託した事務に係る個人情報を、委託された事務以外の用途に使用してはならない。

### (加工、再生等の禁止)

第 8 条 受注者は、この契約により受託した事務の範囲を超えて、個人情報の加工、再生等をしてはならない。

### (複写及び複製の禁止)

第 9 条 受注者は、この契約により受託した事務に係る個人情報を発注者の許可なく複写し、又は複製してはならない。

### (返還及び廃棄の義務)

第 10 条 受注者は、この契約により受託した事務が完了したとき又はこの契約が解除されたときは、受託した事務に係る個人情報を速やかに発注者に返還しなければならない。

第 11 条 前条の規定にかかわらず、受注者は、当該個人情報を発注者の指示に基づき廃棄するときは、第三者の利用に供されることのないよう善良なる管理者の注意をもって焼却又は裁断等により処分しなければならない。



(事故発生時等における報告及び対応の義務)

第 12 条 受注者は、個人情報の保護に関し事故が生じたとき、又は生ずる恐れがあることを知ったときは、直ちに発注者に通知し、当該事故の解決に努めるとともに、遅滞なくその状況を書面をもって発注者に報告しなければならない。また、情報セキュリティにおいて問題が発生した場合の検査、あるいはセキュリティ監査等の実地調査に対応すること。

(監査・検査への協力等)

第 13 条 発注者は、受注者に事前に通知し、受注者の承諾を得た上でいつでも、受注者の業務に支障を生じさせない範囲内において、個人情報の管理状況等について監査・検査を実施することができる。受注者は、合理的事由のある場合を除き、発注者又は発注者の指定した者の監査・検査に協力しなければならない。

(公表措置及び損害賠償義務)

第 14 条 発注者は、受注者が個人情報等取扱いに関する特記事項に掲げる義務に違反し、又は怠った場合は、港区長の附属機関である港区個人情報保護運営審議会の意見を聴いて、その事実を公表することができる。

第 15 条 前条の場合において、発注者が損害を受けたときは、受注者はその損害を賠償しなければならない。契約期間満了後も、また、同様とする。

(第 16 条から第 21 条の条文は、「特定個人情報(※)」の取扱業務を委託する契約のみ)

(特定個人情報管理体制の整備)

第 16 条 受注者は、委託業務を統括管理する部署に特定個人情報保護管理責任者を置き、委託業務を実行する部署に特定個人情報保護責任者を置かなければならない。

(特定個人情報を取り扱う従業者の明確化)

第 17 条 受注者は、特定個人情報を取り扱う従業者並びにその役割を指定し、事前に従業者名簿を発注者へ提出しなければならない。

(従業者への教育訓練及び監督)

第 18 条 受注者は従業者に対して、委託業務を行うために必要な教育及び訓練を実施し、継続的に監督するとともに、秘密保持契約を締結する等の人的安全管理措置を講じなければならない。

(持出しの禁止)

第 19 条 受注者は、この契約により受託した事務に係る特定個人情報を指定された区域から持出ししてはならない。

(契約内容の遵守状況についての報告)

第 20 条 受注者は、契約内容の遵守状況、特定個人情報の安全管理体制等を書面で報告しなければならない。

(安全管理措置の改善)

第 21 条 受注者及び発注者は、第 13 条に基づく監査・検査の結果及び前条に基づく委託業務の遵守状況等についての報告を踏まえ、委託業務における特定個人情報の安全管理

措置の改善要否を協議し、改善が必要と判断した場合は双方協力のうえ対応しなければならない。

※「特定個人情報」とは、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号)」第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報をいう。

(以下の条文は、該当する契約のみ)

(電磁的記録媒体の保管)

第 22 条 受注者は、この契約により受託した事務に係る個人情報を記録した電磁的記録媒体を、施錠できるロッカー等に保管しなければならない。

(電磁的記録媒体の搬送)

第 23 条 受注者は、この契約により受託した事務に係る個人情報を記録した電磁的記録媒体を、専用ケース等に入れて施錠した上で、安全対策を施して搬送しなければならない。